

市立川西病院跡地活用に係る公募型プロポーザル実施に関する質問と回答

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	4. (2) 質問及び回答	令和7年4月2日付け選定講評にて終了した再公募時の同年1月29日期限で提出した質問書に対して、同年2月6日付けで頂いたご回答につきまして、本公募についても適用されるのでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、前回の質問番号11に対する回答内容を踏まえて、市立川西病院跡地活用に係る公募型プロポーザル実施要領3. (5) ②イを「市は、当該用地について瑕疵担保及び危険負担の責任を負わないものとします。ただし、事業の実施にあたって重大な支障を生じさせる地中埋設物等が発見された時は、借主と市で協議して決定します。」と修正しています。 (前回の質問と回答添付)